様式第4号(第9条関係)

令和4年 4月22日

鶴岡市議会議長 菅原 一浩 様

鶴岡市議会議員政治倫理審査会 委員長 富樫 正毅

審査結果報告書

令和4年3月23日付けで審査の付託を受けた件について、鶴岡市議会議員 政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 審查対象議員名

五十嵐一彦議員、石塚慶議員、渋谷耕一議員、本間信一議員及び本間新兵衛議員

2 審査の結果

鶴岡市議会議員政治倫理条例第3条第9号に掲げる政治倫理基準に違反する 行為は存する。

※審査の経過は別紙のとおり

【別紙】

政治倫理審査会における審査の経過

1 審査会の設置

鶴岡市議会議員政治倫理条例(以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、 令和4年3月8日に、長谷川剛議員(代表者)、遠藤初子議員及び南波純議員の 3人から審査請求書が議長に提出されたことを受け、令和4年3月23日に、議 長は審査会を設置し、次の5人の議員を委員に指名した。

石井清則議員、坂本昌栄議員、富樫正毅議員、阿部寛議員及び佐藤昌哉議員

2 審査の目的

平成30年10月1日の条例施行後の新政クラブの政務活動費のうち、公務により支給される費用弁償との重複や手引きに沿わない報告などにつき、条例第3条第9号に掲げる政治倫理基準に違反する行為の存否を審査するもの。

3 審査の経過

≪第1回審査会≫

令和4年3月24日(木)、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、審査会の委員長に富樫正毅委員、副委員長に坂本昌栄委員を互選した。

その後、審査請求議員から請求の経緯について、聴取(説明・質疑)を行った。 審査請求議員退席後、審査請求の適否について裁決した結果、挙手全員により、 審査に適することと決した。

≪第2回審査会≫

令和4年3月29日(火)、全委員出席のもと第2回審査会を開催し、審査対 象議員から事実関係等について、聴取(説明・質疑)を行った。

審査対象議員退席後、意見交換を行った。

≪第3回審査会≫

令和4年4月8日(金)、全委員出席のもと第3回審査会を開催し、はじめに 政治倫理基準に違反する行為の存否について、審査対象議員ごとに、各委員が意 見陳述した結果、不適切な受給として、自ら認めて謝罪していること、並びに税 金を活用している以上は、ルールをきちんと把握すべきであり、市民から疑いを 持たれてはならないとの理由から、全対象議員に違反する行為が存するとの意 見であり、そのように決した。

意見交換の中では、政治倫理基準に違反する行為が存するとは、「不正の疑い

のおそれのある行為」を違反とするもので、不正を存とするものではない。不正 とは、意図的な行為であるが、このたびは、その疑いのおそれがある行為として、 結果責任ということで、現実的な状況も踏まえて認めざるをえないという意見 もあった。

続いて議長から、措置についても一定の方向性を打ち出してほしいと要請され、審査会では、その方向で進めることとした。

措置を検討するにあたって、委員長から議論の前提となる3つの論点で意見 交換したいと提案され、順次行った。

一つ目は、新政クラブの議員全員説明会について、措置決定の際に考慮すべき かどうかとの論点で、意見交換を行った。

二つ目は、条例第10条第1項第4号の、「議長が必要と認めるその他の措置」 について、具体性がないため、地方自治法上の懲罰規定などを参考にすべきかと の論点で、意見交換を行った。

三つ目は、条例第3条第9号の、「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」 という文言だと、対象範囲が広くなりすぎる懸念があるとの論点で、意見交換を 行った。

≪第4回審査会≫

令和4年4月14日(木)、全委員出席のもと第4回審査会を開催し、各議員 に対する具体的な措置について審議を行った。

その結果、五十嵐一彦議員に対しては、「議員の辞職勧告」と「議長による注意」が2人ずつ、石塚慶議員に対しても、「議員の辞職勧告」と「議長による注意」が2人ずつ、渋谷耕一議員に対しても、「議員の辞職勧告」と「議長による注意」が2人ずつ、本間信一議員に対しては、「議長による注意」が2人、ほか「議員の辞職勧告」と「議会の役職の辞任勧告」の意見があった。本間新兵衛議員に対しては、「議員の辞職勧告」と「議長による注意」が2人ずつの意見が出された。

「議員の辞職勧告」の理由としては、重複請求については、税金をチェックする立場の議員としては、資質に欠けると言わざるを得ないこと、「議長による注意」の理由としては、悪意がなく、メディアの前で何度も謝罪し、社会的制裁も受け、反省もしていることが挙げられた。

続いて委員長において、意見の隔たりが大きいことから、審査結果報告に際しては、各委員の意見を併記することが提案され、委員からの異議なく、そのように決した。

≪第5回審査会≫

令和4年4月22日(金)、全委員出席のもと第5回審査会を開催し、審査結 果報告について協議を行い、この審査結果報告書の内容が決定した。

付 帯 意 見

鶴岡市議会議員政治倫理審査会は、令和4年3月8日付け審査請求書に係る 審査結果報告書を議長に提出するにあたり、次のとおり意見を付する。

1 現行の政治倫理条例について

- (1) この条例は平成30年10月1日に施行されたことから、同日以後の議員の行為について適用するとされている。今回審査請求の対象とされた政務活動のうち、平成30年10月1日より前に行われた行為であるが、会派から市への請求が平成30年度末に行われたものについて、審査対象となりうるかどうかについて、疑問が提起されたため、適用日の考え方について検討すべきである。
- (2)条例第3条第9号に、「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」とあるが、ここでいう不正の定義が明確でなく、また対象とされる範囲があまりにも広く、ほぼ全ての行為が該当することが懸念されるため、不正の定義や対象範囲の明確化について検討すべきである。
- (3)審査会について、審査請求された案件についてのみ審査することになっているため、他に関連した疑念が生じても対応することができない。市民の信頼回復の観点から、審査会側から能動的・主体的に対応できる仕組み作りの必要性について検討すべきである。
- (4)条例第10条第1項第4号の、「前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置」について、具体的な記載がないことから、判断が難しく、地方自治法や地方公務員法などの類似する規定を参考にしながら、具体的な措置の記載について検討すべきである。

2 現行の政務活動費の手引きについて

(1)飲食を主目的とする会合に出席する場合の会費等は支出できないとされているが、その場合の車賃については記載されていないことから、今回の手

引きに沿わない報告につながったため、分かりやすい「手引き」の改訂について検討すべきである。

(2) 内訳書について、現行では政務活動費の請求者本人が記載しているものであるが、審査請求者からその信ぴょう性が疑われている状況にあるため、適正な政務活動費の支給を担保する何らかの措置を検討すべきである。

3 その他

(1)本市議会初の政治倫理審査請求を受け、全議員が政治倫理条例第2条第2項の「政治倫理に反する行為があるとの疑いが持たれたときは、自ら事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。」との規定を今一度再確認されたい。

結びに

このたびの審査結果に基づく措置については、委員の意見に相当な開きがあったため、一つの結論を導くに至らず、各意見の併記とした次第であるが、意見が分かれた背景としては、条例上「不正」の定義が明確にされておらず、その解釈が各委員の考え方に委ねられたことにより、審査対象議員の謝罪の受け止め方にも影響を与え、結果として審査結果に大きく差が出たものと思われる。

今回、このような審査請求が出されたことは、大変残念なことであるが、今後 は各議員が行動に責任を持つとともに、緊張感をもって政治活動に邁進される ことを望むものである。